

2016年(平成28年)9月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の建築基準関係規定による特定行政庁,建築主事等の事務に関することに係るコンピュータ処理について(答申)

2016年(平成28年)8月22日付けで諮問(第820号)された建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の建築基準関係規定による特定行政庁,建築主事等の事務に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成19年の建築基準法の改正により,書類の閲覧について規定している建築基準法第93条の2が改められ,指定道路図及び指定道路調書を閲覧させなければならなくなった。

この指定道路図等の閲覧に関する規定は,平成22年4月1日施行され,施行時に国土交通省より技術的助言として出された「建築基準法道路関係規定運用指針」によれば,指定道路図及び指定道路調書は,事務の円滑化による申請者等の利便性の向上を図るとともに,建築主事,指定確認検査機関等の事務の効率化を図ることを目的としており,指定道路に関する最低限必要な情報であるとされている。また,指定道路図及び指定道路調書は,電子ファイルによる記録を行い,インタ

ーネットによる公開を行うことが望ましい旨が記載されている。

この法改正を受け、藤沢市では平成26年度から指定道路図及び指定道路調書作成を行っており、今年度（平成28年度）完了する。作成されたものについては、平成29年1月から窓口端末での公開、同年4月1日よりインターネット公開を開始する予定となっている。窓口での公開については、答申第676号で承認された個人情報のコンピュータ処理を行っている建築統合GISシステムに、新たに作成された指定道路図及び指定道路調書を保管し、現在公開されている建築計画概要書と同様に公開を行う。また、インターネット公開については、今年度、公開システムの構築を行う。

このことから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条に規定されたコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性

現在、藤沢市内で建築基準法上の道路種別を確認するためには、直接建築指導課の窓口に来庁し、職員へ問い合わせることとなっている。

今回公開する指定道路図、指定道路調書は、建築基準法道路関係規定運用指針において、インターネットによる公開が望ましいとされている。

これを受け、藤沢市では、市民サービスの向上と職員の事務改善を目的とし、指定道路図及び指定道路調書を窓口公開及びインターネット公開するものとした。

指定道路図及び指定道路調書を窓口公開及びインターネット公開することにより、情報を必要とする者が自ら検索し、閲覧することができるようになる。そのため、情報を必要とする者の待ち時間の短縮、職員の事務改善が図られる。また、インターネットにおいて窓口と同様に最新の情報が手に入るようになることから、その都度来庁する必要がなくなり、利便性が向上し、市民サービスに繋がる。

(3) コンピュータ処理する個人情報

指定道路調書のうち指定道路の位置を示す地番及び申請者氏名

(4) コンピュータ処理の安全対策について

ア 建築統合GISシステムの安全対策について

(ア) ウィルス対策として、各コンピュータにウィルスバスターコーポレートエディションを導入する。

(イ) 情報が保存されるGISサーバは、通常時施錠されているサーバ室に保管する。

(ウ) このシステムに接続されているコンピュータは、すべてワイヤロックをかける。

(エ) システム起動時にユーザー名とパスワードの入力を求め、ユーザー管理（権限設定等）を行う。

(オ) データの更新等編集作業は、課内に設置されている管理用コンピ

ユータのみで行い、窓口に設置されているコンピュータは、閲覧機能のみの設定とする。

- (カ) システムの運用や作業の中で、個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守する。

イ 公開情報を管理しているシステムの安全対策について

- (ア) ファイアウォールを設置し、公開に必要な通信プロトコルをシャットダウンし、データベース等への不正なアクセスを防ぐ。
- (イ) ウィルスチェックのパターンファイルは2時間ごとに自動更新する。
- (ウ) ウィルス対策ソフトを公開サーバだけでなくデータベースサーバにも導入している。
- (エ) サーバやネットワークの外部との通信を監視し、攻撃や侵入の試みなど不正なアクセスを検知して管理者にメールなどで通報する（侵入検知システム）。
- (オ) 侵入検知システムで検知した攻撃を即座に無効にする（侵入防止システム）。
- (カ) SQL インジェクション対策が実施されたアプリケーションフレームワークを利用し、SQL インジェクション攻撃を防ぐ。
- (キ) サービスの提供を行う業者が情報処理管理に関する公的認証（ISMS・Pマーク）を受けており、また、データセンターについても情報処理管理に関する公的認証（ISMS・ITSS）を受けている。

ウ 公開システムを置いているデータセンターの安全対策について

- (ア) データセンターは、国内（IDC フロンティア 東京有明第一データセンター）であり、立地については、地震・風水害・高波・塩害・落雷等に強い場所を選定している。
- (イ) データセンターの建物は、震度7程度まで耐えられる耐震性能を有するもので、現行の建築基準法に規定する耐火性を確保している。
- (ウ) 電源設備は、3スポットネットワーク給電によるビルへの電源供給となっており、18時間継続運転可能な自家発電設備を2台設置している。
- (エ) 防犯設備としては、監視カメラによる24時間365日の入退室管理監視設備を設置しており、24時間365日体制で警備要員が常駐している。
- (オ) データセンター内は、各部屋単位で入退室を制限しており、入室に際しては入退管理システム（非接触型ICカード）を設置している。
- (カ) サービス提供時間は、24時間365日となっている。
- (キ) サーバ監視間隔及びサービス監視間隔はそれぞれ5分とする。
- (ク) ウィルス対策として、パターンファイルの更新間隔は120分以

内とする。

- (ク) セキュリティパッチの更新間隔は、原則 1 ヶ月に 1 度適用する。
- (コ) バックアップは、1 日 1 回とし、7 日間自動保存する。
- (カ) バックアップログは 6 ヶ月間保管する。
- (シ) データリカバリーの復旧時間は 1 営業日以内で、障害発生前のデータに復旧する。
- (ス) 利用者のデータにアクセスできる取扱者に制限をかけ、サービス提供業者の保守要員と権限を付与した市職員のみ限定する。
- (セ) IC カードによりシステムのメンテナンスルームへの入室管理を行う。

エ 市側のサーバとデータセンターのシステムとの通信手段の安全対策
建築統合GISシステムのサーバとインターネット公開用のデータセンターのシステムの外部接続に関しては、IP-VPNと呼ばれる仮想専用ネットワークを使用する。このネットワークは、インターネットと同じネットワークを使用しますが、通信事業者が単独で構築、運用する閉じられた回線網であるため、広く一般に公開されているインターネットと異なり、セキュリティの確保が図られているものである。

オ 情報の公開時の安全対策について

- (ア) 公開システムに登録される情報が、公開してよい情報であるかの確認を職員のダブルチェックにて行う。
- (イ) 指定道路図・指定道路調書については、自動更新されるため、建築統合GISにより窓口で公開するとき情報のチェックを行います。インターネット公開用のサーバ上の古い情報は、自動更新時に削除される。

(5) 実施時期

平成 28 年 10 月 1 日～

(窓口公開開始：平成 29 年 1 月 1 日)

(インターネット公開開始：平成 29 年 4 月 1 日)

(6) 提出資料

- ア 関係法令等（抜粋）
- イ ネットワーク構成図（案）
- ウ 指定道路図及び指定道路調書（イメージ）
- エ 公開型GISカスタマイズ一覧
- オ 答申第 676 号抜粋
- カ 藤沢市指定道路図等インターネットサービス仕様書兼サービス品質合意書（案）
- キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

- するための措置 (ク)
- (イ) データの消失を防止するための措置 (コ) , (カ) , (シ)
 - (ウ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ス)
 - (エ) 日常的な安全対策 (ア) , (イ) , (ウ) , (エ) , (オ) , (カ) , (キ) , (セ) , オ(ア) (イ)
 - (オ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 エ
 - (カ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 オ(イ)
 - (キ) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置 (ケ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。ただし、指定道路調書の申請者氏名をインターネットで公開する必要性について再度検討すること。データセンターとのシステム接続にあたり、データの自動更新時に、確実に必要な情報のみに限定した仕組みの構築がなされているかについての確認をし、公開システム構築後再度審議会に報告することを条件とする。

以 上